

○吹田市立図書館の管理運営に関する規則

昭和60年 6 月10日教育委員会規則第19号

改正

昭和61年 4 月30日教育委員会規則第 9 号
 昭和62年 3 月31日教育委員会規則第 3 号
 平成 4 年12月25日教育委員会規則第15号
 平成 5 年 3 月19日教育委員会規則第 4 号
 平成 5 年 6 月15日教育委員会規則第14号
 平成 6 年 8 月19日教育委員会規則第 5 号
 平成 8 年 3 月29日教育委員会規則第 3 号
 平成 9 年 6 月12日教育委員会規則第 5 号
 平成15年 9 月 1 日教育委員会規則第 6 号
 平成16年 3 月25日教育委員会規則第 4 号
 平成17年 6 月24日教育委員会規則第 7 号
 平成17年 9 月29日教育委員会規則第11号
 平成19年 8 月28日教育委員会規則第 6 号
 平成21年 3 月31日教育委員会規則第 9 号
 平成22年 1 月 5 日教育委員会規則第 1 号
 平成22年11月29日教育委員会規則第14号
 平成23年12月28日教育委員会規則第17号
 平成24年 2 月17日教育委員会規則第 7 号
 平成25年 3 月29日教育委員会規則第20号
 平成31年 1 月25日教育委員会規則第 2 号

吹田市立図書館の管理運営に関する規則

吹田市立図書館条例施行規則（昭和42年吹田市教育委員会規則第 7 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、吹田市立図書館条例（昭和27年吹田市条例第183号）第 8 条及び吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館条例（平成22年吹田市条例第 8 号）第22条第 1 項の規定に基づき、吹田市立図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（分室の位置）

第2条 千里図書館に分室を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 吹田市立千里図書館北千里分室

(2) 位置 吹田市古江台4丁目2番D—7

2 山田駅前図書館に分室を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館山田駅前図書館山田分室

(2) 位置 吹田市山田西2丁目5番1号

3 分室の開室日及び開室時間は、別に定める。

(開館時間)

第3条 図書館（健都ライブラリーにあつては、閲覧室に限る。）の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、木曜日及び金曜日については、午前10時から午後8時（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日に当たるときは、午後6時）までとする。

2 健都ライブラリーのうち閲覧室以外の施設の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。

(休館日等)

第4条 図書館の休館日は、12月28日から翌年の1月4日までの日とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(図書館資料の貸出し)

第5条 図書館資料は、館外へ貸し出すことができる。

2 中央図書館は、本市内における団体又は個人に対し、自動車文庫による図書館資料の貸出しを行うことができる。

(利用者の守るべき事項)

第6条 図書館の利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所以外の場所において火気の使用をしないこと。

(2) 所定の場所以外の場所において飲食をしないこと。

(3) 許可なく物品の販売等を行わないこと。

(4) 他人に迷惑となる行為をしないこと。

(5) その他職員の指示に従うこと。

(損傷等の届出)

第7条 図書館の利用者は、施設又は図書館資料その他の附属設備等を損傷し、又は亡失したとき

は、直ちに教育委員会に届け出てその指示を受けなければならない。

(図書館資料の寄贈又は寄託)

第8条 図書館は、図書館資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年4月30日教育委員会規則第9号)

この規則は、昭和61年5月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月31日教育委員会規則第3号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年12月25日教育委員会規則第15号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月19日教育委員会規則第4号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年6月15日教育委員会規則第14号)

この規則は、平成5年7月1日から施行する。

附 則 (平成6年8月19日教育委員会規則第5号)

この規則は、平成6年9月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日教育委員会規則第3号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年6月12日教育委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年9月1日教育委員会規則第6号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月25日教育委員会規則第4号)

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月24日教育委員会規則第7号)

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月29日教育委員会規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 8 月28日教育委員会規則第 6 号）

この規則は、平成19年10月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月31日教育委員会規則第 9 号）

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 1 月 5 日教育委員会規則第 1 号）

この規則は、平成22年 1 月11日から施行する。

附 則（平成22年11月29日教育委員会規則第14号）

この規則は、平成23年 3 月26日から施行する。

附 則（平成23年12月28日教育委員会規則第17号）

この規則は、平成24年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 2 月17日教育委員会規則第 7 号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日教育委員会規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年 1 月25日教育委員会規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項の改正規定（「の開館時間」を「（健都ライブラリーにあつては、閲覧室に限る。）の開館時間」に改める部分に限る。）、同条第 2 項の改正規定（「前項」を「前 2 項」に改める部分に限る。）及び同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に 1 項を加える改正規定は、平成32年11月11日から施行する。